

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第7号

専 決 処 分 書

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）及び亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例
の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第57条又は第58条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第57条若しくは第58条」を加える。

附則第10条の2第16項中「をいう」の次に「。第19項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第57条又は第58条」を「第59条又は第60条」に、「第57条若しくは第58条」を「第59条若しくは第60条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。
(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 亀岡市都市計画税条例（昭和 3 2 年亀岡市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

第 4 条 亀岡市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 項中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例
の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するための地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正した。
 - (1) 納税者又は特別徴収義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少により特定日までに徴収金を一時に納付することが困難である場合に、無担保かつ延滞金なしで徴収を猶予する特例に係る手続を定めることとした。
 - (2) 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、その事業の用に供する家屋及び償却資産について一定の割合で固定資産税及び都市計画税を軽減する措置を図ることとした。
 - (3) 新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から一定の要件に基づき取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例措置を拡充することとした。
 - (4) 軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6箇月延長することとした。
 - (5) 個人の市府民税における住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を延長することとした。
 - (6) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行した。ただし、1の(5)の改正は、令和3年1月1日から施行することとした。